

土壌汚染対策法の概要について

○土壌汚染対策法の仕組み

◎土壌汚染状況調査

◇有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合、土地所有者等は、土壌の調査を実施する必要があります。ただし、その利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない場合、県に申請のうえ確認を受ければ、その状態が継続する間に限り、調査の実施を免除できます。

◇土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第3条及び第4条）

（第3条関係）

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地においては、900㎡以上の土地の形質変更するときには、土地の所有者等は、あらかじめ県に届出をする必要があります。

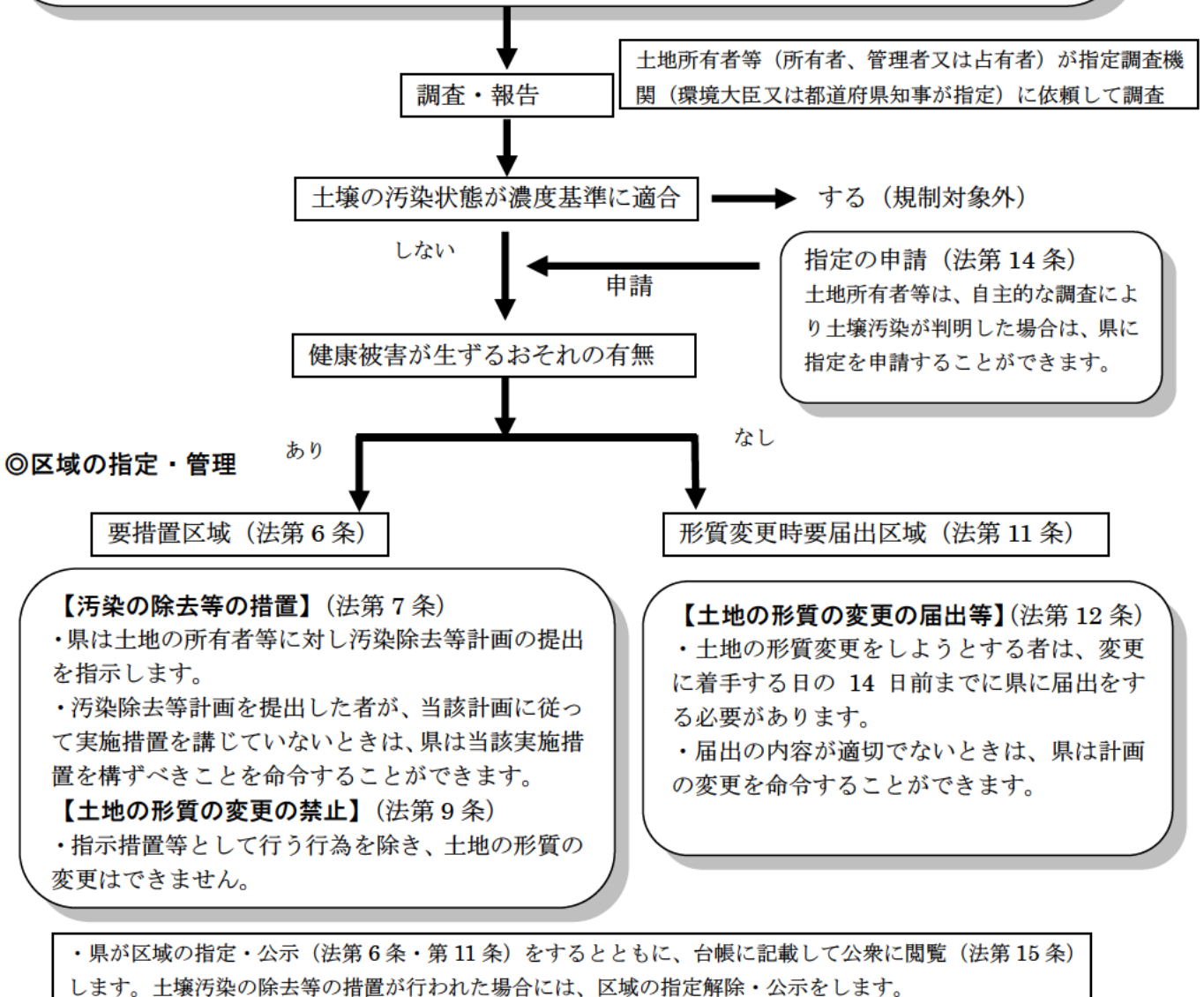
また、届け出された土地は、必ず土壌汚染状況調査が必要です。

（第4条関係）

3,000㎡（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては900㎡）以上の土地の形質変更をしようとする者は、形質変更の着手する日の30日前までに、県に届出をする必要があります。

県は、届け出された土地に土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に土壌の調査を命令することができます。

◇土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき（法第5条）



◎汚染土壌の搬出等に関する規制

(要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土壌「汚染土壌」に限る。)

【汚染土壌の搬出時の届出】(法第16条)

- ・汚染土壌を要措置区域外へ搬出する場合は、その着手の14日前までに県に届出をする必要があります。
- ・届出の内容が適切でないときは、県は計画の変更を命令することができます。

【汚染土壌の処理の委託】(法第18条)

- ・汚染土壌を搬出する者は、汚染土壌処理業の許可業者に委託する必要があります。
(汚染土壌の運搬のみを行う者は除きます。)
- ・汚染土壌処理業者に処理を委託しなかった場合、県は必要な措置を命令することができます。(法第19条)

【管理票】(法第20条)

- ・運搬又は処理の委託者及び受託者は、汚染土壌に係る管理票を交付・保存等をする必要があります。

【運搬に関する基準】(法第17条)

- ・汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準に従い、運搬する必要があります。
- ・運搬基準に違反して汚染土壌を運搬した場合、県は必要な措置を命令することができます。(法第19条)

【汚染土壌処理業】(法第22条)

- ・汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、県の許可を受ける必要があります。

◎汚染土壌処理施設の種類◎

浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設、自然由来等土壌利用施設

- ・汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行う必要があります。
- ・汚染土壌処理業者により、汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたときは、県は必要な措置を命令することができます。(法第24条)
- ・県は、汚染土壌処理業者が許可の要件に適合しなくなったときは、許可を取り消すことができます。(法第25条)
- ・汚染土壌の処理の業を廃止、又は許可を取り消された汚染土壌処理業者は、土壌汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じる必要があります。(法第27条)

この他にも土壌汚染対策法の基づく規制がありますので、ご注意ください。